

◎新潟県訓令第12号

農 林 水 産 部
農 地 部
土 木 部
交 通 政 策 局
地 域 振 興 局
流域下水道事務所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の特例（昭和59年3月新潟県訓令第13号）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～9 （略）</p> <p>10 その他 上記の工事の施工については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によって工事請負契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。 <u>（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第6号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～9 （略）</p> <p>10 その他 上記の工事の施工については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によって工事請負契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>（略）</p>
<p>第7号様式（第79条関係） 工事変更契約書</p> <p>（略）</p> <p>上記のとおり変更したことを証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。<u>（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第7号様式（第79条関係） 工事変更契約書</p> <p>（略）</p> <p>上記のとおり変更したことを証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>（略）</p>